

【機密性 2】
【配布資料】

裁判官会議資料 第3
(12月18日開催)

(令和6. 12. 18 秘書課)

令和7年の夏期における司法行政事務の取扱い

令和7年の夏期における司法行政事務（別に最高裁判所長官その他の者に委任されたものを除く。）は、次に掲げる区分に従い、最高裁判所長官及び各小法廷の裁判官に委任する。

委任期間	委任する裁判官
7月21日～同月31日	最高裁判所長官及び第一小法廷の各裁判官
8月1日～同月10日	最高裁判所長官及び第二小法廷の各裁判官
8月11日～同月21日	最高裁判所長官及び第三小法廷の各裁判官
8月22日～同月31日	最高裁判所長官及び第一小法廷の各裁判官